



サプライヤーガイドライン

テルモ株式会社 調達部

1. 品質・安全

テルモは、サプライヤーの皆様が供給する物品やサービスが医療現場で使用されるテルモの製品の品質と安全性に影響することを理解し、安全性、有効性、信頼性を備えた物品及びサービスを供給することを求めます。

1 - 1. 品質管理システム

サプライヤーの皆様は、供給する物品やサービスの品質を保証するため、品質管理システムを確立、維持することとします。

1 - 2. 是正措置と予防措置

サプライヤーの皆様は、供給する物品やサービスに不適合が発見された場合は、速やかにテルモへ通知し、原因究明と波及範囲の特定、そして是正措置と予防措置を取ることとします。

1 - 3. 変更の事前提案

サプライヤーの皆様は、仕様、原材料や部品、製造や供給プロセス、製造場所や設備、及び仕入先に対し、供給する物品やサービスの品質や機能へ影響を及ぼす可能性のある変更が生じる際は、テルモの製品への影響を判断するため、事前に提案することとします。

1 - 4. 監査

サプライヤーの皆様は、テルモまたはテルモに許可された代表者による、施設、システム、及び供給される物品やサービスに関わる監査を許可し、査察での指摘には速やかな解決策を取ることとします。

1 - 5. 医療機器や医薬品に係る規制上の問題の通知

サプライヤーの皆様は、医療機器や医薬品の規制当局により、監査での重大な指摘や警告書などの通知を受けた場合、テルモへ通知することとします。

2. 安定供給

テルモは、「医療を止めない」企業活動の実現のため、安定調達を重視します。テルモの生産に使用される物品やサービス、委託製品を供給するサプライヤーの皆様におかれましては、医療現場へつながるサプライチェーンの一端として、双方合意の上で供給責任を果たすこと、即ち安定供給を果たすことを求めます。

2-1. 安定供給への協力

テルモは、サプライヤーの皆様が、「医療を止めない」、即ち高品質の製品を医療現場へタイムリーかつ安定的に提供するというテルモの行動規範を尊重し、共に取り組んでいくことを求めます。

2-2. 安定供給への備え

テルモは、サプライヤーの皆様が、生産環境や生産機械が破損や故障などにより長期間稼働できない状況に陥らないよう、保守・点検を計画的に行い適切に管理するなど、日頃から安定供給に備えることを求めます。

安定供給に向けた対策も奨励しますが、供給する物品やサービスに変更が生じる時は評価が必要な場合がありますので、変更の際は事前にテルモへ速やかに提案し、評価期間の対応手段、万一不適合となるリスクなどについて協議することで、安定供給を念頭に置いた合理的な切り替えを行うこととします。

2-3. 供給停止のリスクへの備え

テルモは、サプライヤーの皆様が災害、テロ、事故などによる供給停止のリスクに備え、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を立案しリスクの低減を図るようお願いいたします。

2-4. 供給停止の連絡

上記の対策にもかかわらず、自然災害、テロ、事故、廃業、経営上の事由などやむを得ない理由により供給停止となる恐れがある場合、テルモは、サプライヤーの皆様が供給停止を速やかに連絡することを求めます。

3. コンプライアンスの推進

テルモは、サプライヤーの皆様が誠実かつ倫理的に行動するビジネスパートナーであることを求めます。

3 – 1. 法令遵守及び倫理的行動

サプライヤーの皆様は、適用法令や規制を遵守してください。テルモは、サプライヤーの皆様による違法行為、非倫理的行為、それらの疑いがある行為を許しません。

3 – 2. 国際的な輸出入管理

テルモは、サプライヤーの皆様が各国の輸出入関連法令と規制を遵守することを求めます。

3 – 3. 反社会的勢力の排除

テルモは、反社会的勢力と密接な関係があると知られている企業、団体、個人との関係を断固として拒絶します。そのため、サプライヤーの皆様には、反社会的勢力との取引や資金提供を決して行わないこと、反社会的勢力や反社会的勢力の名のもとに活動する団体による業務の妨害や不当な要求行為に決して屈することなく断固として拒絶することを求めます。

3 – 4. 疑問・疑念の提起、報復行為の禁止

テルモは、サプライヤーの皆様に対し、従業員が処罰や報復の恐れなく、正直に信じている通り疑問や疑念を提起できる環境を育むようお願いします。また疑問や疑念を伝えた従業員に対し、報復の禁止を保証することを求めます。

3 – 5. 動物保護

テルモは、サプライヤーの皆様が、動物の関わる非臨床試験では、「3R 原則」（代替、縮小、改善）、及び 4 番目の「R」原則（責任）を含む、広く認められている倫理的な取扱い基準に従うようお願いします。

4. 公正な取引

テルモは、サプライヤーの皆様と共に公正な取引を行うことを求めます。

4 - 1. 公正な競争

テルモは、サプライヤーの皆様が各国の競争法（独占禁止法を含む）を遵守し、常に公正に他社と競争を行うことを求めます。サプライヤーの皆様は、供給する物品やサービスの品質と価値について正しい情報を提供してください。競合他社に対して不当に優位に立つために虚偽の情報を利用したり、不利な情報を隠したり、他社の秘密情報を不正に利用してはなりません。また他社に対する誹謗中傷や、他社の知的財産権に対する意図的な侵害をしないことを求めます。

4 - 2. 贈収賄と腐敗行為の禁止

テルモは、贈収賄と腐敗行為を一切許しません。テルモは、医療従事者、政府関係者その他の第三者に対し、直接または他人を介して、不適切な金銭の支払いや便宜の供与を行いません。テルモは、贈収賄と腐敗行為を一切許さない、というコミットメントを共有するサプライヤーだけと取引します。またサプライヤーの皆様は贈収賄と腐敗行為を常に識別・防止するため、テルモとの取引につながる贈収賄や腐敗行為、またはその疑いのある行為に気付いた場合は速やかにテルモへ知らせてください。

4 - 3. ビジネスホスピタリティ

テルモは、たとえ贈収賄や腐敗行為の意図がない場合であっても、不適切にみえるビジネスホスピタリティ（贈答、飲食、接待他）は受け取りません。

5. 人権への配慮

テルモは、国際的に認められた人権を理解し尊重します。またテルモは、お互いを尊重し個性を大切に、安全で生産性の高い職場環境を守るよう努めます。そしてテルモは、サプライヤーの皆様が、テルモと同様に人権を尊重することを望みます。

5 - 1. 公正な労働慣行

テルモは、サプライヤーの皆様が現代奴隷と呼ばれる児童労働、強制労働、人身売買を利用せず、適用される労働法令を守り、サプライヤーの皆様の組織やサプライチェーンを維持しつつ従業員には適切な賃金、手当、労働時間及び休暇、休息を提供して公正な労働慣行を実践することを求めます。また適用法令が守られている限り、労働組合に参加する権利を尊重することが必要です。

5 - 2. 差別やハラスメントの排除

テルモは、サプライヤーの皆様に関わる求職者、従業員、またはあらゆる個人が、その属性や立場によって不当に取り扱われることのない職場をつくり維持することを求めます。そのような属性や立場には、人種、宗教、信条、国籍、民族、年齢、性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、障がい、婚姻状況、兵役資格や兵役歴が含まれます。またいかなるハラスメントもない職場で働く権利を有することも求めます。

5 - 3. 安全衛生

テルモは、サプライヤーの皆様が、従業員の安全と健康の確保に取り組み、適用される安全衛生法令を遵守し、リスクアセスメントを通じて職場のリスクを適切に管理することにより、労働災害の事故防止に努めることを求めます。またテルモは、サプライヤーの皆様が、職場及び会社提供住居における緊急事態を特定及び評価し、緊急時の対応手順を計画・実施することにより、潜在的な影響を最小限に抑えることを求めます。

5 - 4. 紛争鉱物

テルモは、サプライヤーの皆様が人権侵害や環境破壊に加担しないため、不法に産出されたスズ、タンタル、タングステン、金を含む原材料、部品、製品などの調達および使用をしないことを求めます。

6. 環境への配慮

テルモは「テルモ グローバル環境・安全衛生方針」を制定し、グループ全体で事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。この方針に則り、テルモは、サプライヤーの皆様が環境関連法令を遵守することを求め、環境保全に取り組むことを望みます。

6-1. 環境に関する法令や社会規範の遵守

サプライヤーの皆様は、各国の環境に関する法令、条例、協定などを遵守することとします。

6-2. 化学物質のリスクアセスメントと適正管理

テルモは、サプライヤーの皆様が SDS（安全データシート）に従った適正な化学物質を管理（保管、使用、廃棄）し、化学物質リスクアセスメントを実施するようお願いいたします。特に人体もしくは環境に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、排水、または排気は、環境に放出する前に適切に制御及び処理することが必要です。このような適正管理によって環境汚染などの事故の防止に努めると共に、緊急時には迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防止することが求められます。

6-3. 製品含有化学物質の管理と調査協力

テルモは、サプライヤーの皆様が、各国・地域の規制に適合するため、供給する製品の含有化学物質情報を把握、調査し、また情報提供に協力するようお願いいたします。

6-4. 環境活動への協力

テルモは、サプライヤーの皆様が、温室効果ガスの排出削減、水やエネルギーの有効利用、省資源化（Reduce／削減、Reuse／再利用、Recycle／リサイクル）などの推進、および大気・水質・土壌・生物多様性などの環境保全への取り組みを行うことを求めます。

7. マネジメントシステム

テルモは、サプライヤーの皆様が、これまでお伝えした事項を確実に遵守し実行するため、マネジメントシステムを構築することを望みます。マネジメントシステムには、以下の項目が含まれます。

7-1. コミットメントと責任

サプライヤーの皆様は、適切な人的及び物的資源配分により、本サプライヤーガイドラインに記載された事項に対するコミットメントを示してください。また仕入先にも同様の管理を求め、サプライチェーンの維持管理に努めてください。

7-2. リスクマネジメント

テルモは、サプライヤーの皆様が、本サプライヤーガイドラインの事項に関してリスクを特定、分析、評価し、対策を施す管理体制を構築するよう求めます。

7-3. 正確な記録と文書

サプライヤーの皆様は、本サプライヤーガイドラインの事項への適合や、適用法令の遵守を証明するために記録及び文書を正確に作成、維持、管理することとします。誤解を招く意図、または他人を欺く意図をもって、記録を不適切に改ざん、偽造、ねつ造、破棄、隠蔽してはなりません。

7-4. 教育

テルモは、サプライヤーの皆様が、本サプライヤーガイドラインの事項に因應るべく、経営陣及び従業員の知識、技能、能力を適切なレベルに到達させるため、教育研修プログラムを構築するようお願いします。

7-5. 継続的改善

テルモは、サプライヤーの皆様が、自ら目標を設定すること、その実現に向けた計画を立ててその通り実行すること、内部または外部から不備を指摘された際は、原因調査を経て是正措置と予防措置を取ること、そしてこれら一連の活動をマネジメントレベルでレビューすること、以上の活動を通じて、本サプライヤーガイドラインの事項について継続的に改善するようお願いします。

7-6. 情報開示と保護

テルモは、サプライヤーの皆様が、本サプライヤーガイドラインに関する活動や情報について、相互に合意した場合には適切にテルモへ開示し共有することを求めます。テルモは、サプライヤーの皆様から提供された情報を、許可なく使用または開示したりせず、大切に扱い保護します。

またテルモは、サプライヤーの皆様がテルモの秘密情報、個人情報、知的財産権を尊重し保護することを求めます。そのためサプライヤーの皆様は、テルモからそれらの情報を受け取った場合、合理的で適切な事業目的以外の目的で収集または利用をせず、必要な期間だけ保存し、業務上必要な役割を果たすためだけにアクセスすることとします。

7-7. 調査

テルモは、アンケートや調査票の提出、及び調査訪問や監査などにより、サプライヤーの皆様の活動内容をお伺いすることがあります。また、テルモからの要望に応じて、本サプライヤーガイドラインとの整合性や適用法令への遵守を証明するために記録や文書を速やかに提示していただくこともあります。これはサプライヤーの皆様の活動を本サプライヤーガイドラインに沿って正しく評価し、共に責任ある企業活動を行うパートナーであると理解するために必要です。尚、著しい不適合が判明した場合は、サプライヤーとなる資格を失うか、または現在の関係を終了することがあります。

以上